

きりゅう暮らし応援事業

(住宅取得^{とく}応援助成)

～補助金のご案内～



ホームページ



キノピー

申請場所

建築住宅課
(市役所 新館4階)

- ※受付時間は午前8時30分から午後5時15分までです。
- ※受付、提出書類の確認に時間をいただく場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ※申請書等を窓口まで直接お持ちください。
- ※郵送、FAX、Eメール等での受付はできません。
- ※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。

申請期間

令和6年4月19日(金)から
令和7年3月31日(月)まで

住宅を取得してから90日以内に申請をお願いします。



きりゅうを暮らしそう。 桐生市 建築住宅課 TEL:0277-46-1111(内線632・633)
<https://www.city.kiryu.lg.jp/>

住宅取得応援助成について

この補助金は、市外からの転入を促進し、市外への転出を抑制するとともに、市内への定住促進を図り、人口減少に歯止めをかけることを推進するため、個人が居住を目的として住宅の建築、購入を行う方へ住宅取得費用の一部を補助するものです。

この補助金の交付を受けるには、取得した住宅に住んでから申請となります。



補助対象者

- ・桐生市に住宅を建築又は購入し、その住宅に5年以上定住すること
- ・その住宅の所有者であること
- ・その住宅に住む人全員が市税等を未納していないこと
- ・その住宅に住む人全員が桐生市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと
- ・過去にこの補助金又は住宅取得応援事業補助金の交付を受けていないこと

補助対象住宅

- 専用住宅、併用住宅（店舗等の用に供する部分を除く）、マンション及び長屋建住宅のうち、個人が所有し自己の居住の用途に供する建物であること。（賃貸は対象外です。）
- 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用途に供する部分の床面積（壁芯面積）の合計が50平方メートル以上の建物であること。
- 現行の耐震基準に適合していることを証明できること。（中古住宅の購入にあっては、確認済証交付年月日が昭和56年6月1日以降の確認済証の交付があるもの。）
- 確認済証交付年月日が昭和56年5月31日以前のものについては、耐震補強工事後の耐震診断結果が現行の耐震基準に適合していることを証明できるもの。
- 建築基準法及び関連規定に適合していること。
- 所有権に関する事項の登記（所有権保存登記、所有権移転登記）が完了していること。

注文住宅（工事請負契約により新たに家を建てる）

- ・平成29年4月1日以降に完成引渡し・居住開始・登記完了したもの。

住宅建築のために1年以内に購入した土地も対象となります。ただし、補助対象金額の建物のみで限度額を超えるものは含めません。

建売住宅、中古住宅、マンション等の購入（既にできている家を売買契約により買う）

- ・平成29年4月1日以降に住宅の引渡し・居住開始・登記完了したものであること。
- ・売主が宅地建物取引業者である又は宅地建物取引業者が仲介した物件であること。
- 住宅の取得が完了してから90日以内に申請してください。
（住宅の取得の完了とは転居・転入日と所有権保存・移転登記の日のどちらか遅い日を指し、その日の翌日から起算して90日以内に申請をしてください）



【基本補助】

住宅取得金額の3% 限度額20万円（1,000円未満は切り捨て）

※ただし、併用住宅にあつては居住部分のみが補助対象となります。この場合、基本補助は住宅部分の取得価格の3%（限度額20万円）となります。

※補助対象の住宅に住んでいない共有者については、その共有者の持分相当額を住宅取得金額から差し引きます。

【加算補助】

基本補助に下記の条件により加算されます。

（ただし、①夫婦加算と⑥子ども加算、④移住加算と⑤若者Uターン移住加算は重複不可となります。）

- ① 夫婦加算（申請年度の4月1日現在において夫婦共に49歳以下の場合）10万円
- ② ひとり親加算^{※1}（中学生以下の子どもがいるひとり親世帯）10万円
- ③ 三世同居加算（親・子・孫が同居する世帯）10万円
- ④ 移住加算（市外から移住する世帯^{※2}）40万円
- ⑤ 若者Uターン移住加算^{※3}（東京圏^{※4}から本市へUターンした補助対象者またはその配偶者の年齢が39歳以下の夫婦世帯又は親子世帯）80万円
- ⑥ 子ども加算（中学生以下の子どもがいる場合）1人につき20万円
- ⑦ 誘導区域加算（居住誘導区域^{※5}、新里町・黒保根町の生活拠点^{※6}への居住）10万円
- ⑧ 市内業者加算（市内の元請又は下請業者を利用し新たに建築する場合^{※7}）10万円
- ⑨ 空き家・空き地バンク加算（登録物件を購入する場合）20万円
- ⑩ 通勤加算（市外から転入した補助対象者又は配偶者が定期券を利用して電車で東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の一部^{※8}に通勤する世帯）20万円

【基本補助】 + 【加算補助】 = 交付金額

※住宅取得金額の10%（1,000円未満は切り捨て）又は200万円のいずれか低い金額を上限とします。

（例）基本補助+加算補助の金額が120万円であっても、住宅取得金額が1,000万円の場合の補助金額は、100万円となります。

注）きりゅう暮らし応援事業の他の補助金との併用は可能ですが、加算補助が重複する場合は、どちらかみの交付となります。

- ※1 現に婚姻していない補助対象者が中学生以下の子どもと同居している世帯をいう。
- ※2 取得した住宅に直接転入してきた人で、転入日から起算して転入前2年の間において、市の住民基本台帳に記載されていない人がいる世帯をいう。
- ※3 取得した住宅に直接転入してきた人で、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間に本市に居住歴があり、転入前5年の間において東京圏に居住していた申請年度の4月1日における年齢が39歳以下の補助対象者（又は配偶者）を含む夫婦又は親子世帯をいう（親子世帯の場合は親が補助対象者であること）。
- ※4 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県に属する市区町村をいう。
- ※5 居住誘導区域とは、桐生市コンパクトシティ計画（平成31年3月策定）において、居住を誘導する区域として定されている区域をいう。
- ※6 新里町・黒保根町の生活拠点とは、桐生市コンパクトシティ計画において、新里町及び黒保根町における生活拠点として設定されている区域その他市長が生活拠点としての役割を担う区域として定めた区域をいう。
- ※7 市内の下請業者が3者以上で請負金額の合計が100万円以上であり、元請業者の証明が得られるものをいう。
- ※8 東京都心から40km圏内に属する埼玉県の市区町村をいう。

必要書類（詳細）

(A) 共通 + (B) 新築の場合もしくは (C) 建売・中古住宅購入の場合 + (D) その他（加算対象等で該当する場合）

(A) 共通（すべての方）		入手方法
様式第1号	きりゆう暮らし応援事業（住宅取得応援助成）補助金交付申請書兼完了報告書	様式は建築住宅課と市ホームページにあります
原本	世帯全員の住民票の写し（続柄、本籍記載） （発行後3か月以内のもの）	桐生市（取得した住宅へ居住後）
原本	市税等に未納のないことを証明する書類 （発行後3か月以内のもの） ※世帯全員で中学生以下は不用 課税されていない学生は在学証明書等でも可	桐生市内転居の人は完納証明書。 転入者は、令和6年1月1日現在において居住していた市区町村役場で発行したもの 証明書の名称は各市区町村役場にご確認ください （非課税者も必要）

(B) 新築の場合		入手方法・確認事項
コピー	工事請負契約書 ※追加等金額の変更がある場合は変更契約書等も必要	契約日、注文者及び請負者の記名押印、工事場所、請負金額の記載がある面
コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可！	領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） ※取得額に土地の購入代金を含める場合には、不動産登記の全部事項証明書（土地）も必要	法務局（所有権保存登記が完了したもの） （発行後3か月以内のもの）
コピー	検査済証	建築基準法の規定による
コピー	案内図、配置図、平面図	建築確認申請の添付書類で可
—	住宅完成時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
様式第2号	下請工事施工証明書（※該当者のみ） （元請業者が市外であっても、市内の下請業者が3人以上で請負金額の合計が100万円以上の場合）	元請業者、下請業者の押印が必要

(C) 建売・中古住宅購入の場合		入手方法・確認事項
コピー	不動産売買契約書	契約日、売主及び買主の記名押印、媒介業者、売買物件、売買代金、条項の記載がある面
コピー	領収書（契約金額全額分） ※金融機関等の振込控えは不可！	領収書がない等の場合は「支払証明書」で代用可 様式は建築住宅課と市ホームページにあります
原本	不動産登記の全部事項証明書（建物） 不動産登記の全部事項証明書（土地） ※土地が複数筆ある場合は購入したすべてが必要	法務局（所有権保存又は移転登記が完了したもの） （発行後3か月以内のもの）
コピー	検査済証 ※中古住宅は確認済証 又は 台帳記載事項証明書	台帳記載事項証明書は建築指導課で取得することができます（手数料がかかります）
コピー	案内図、配置図、平面図	配置図がない場合は法務局発行の建物図面
—	住宅取得時の写真	玄関を含めた全体の写真を1枚程度
原本	建築基準法及び関連規定に関する書類 （中古住宅のみ）	様式は建築住宅課と市ホームページにあります （宅地建物取引士等の資格者の署名が必要）

(D) その他（加算対象等で該当する場合）		入手方法・確認事項
原本	【移住加算】 転入者であることを証明する書類（発行後3か月以内のもの） 住民票の除票又は戸籍の附票 （転入前の住所地に2年以上の在住がわかるもの）	前住所地の市区町村発行のもの （戸籍の附票は本籍地の市区町村で発行）
原本	【ひとり親加算】 ひとり親である補助対象者が現に婚姻していないことを証明する書類 （発行後1か月以内のもの） 戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書	本籍地の市区町村で発行
原本	【若者Uターン移住加算】 Uターン移住であることを証明する書類（発行後1か月以内のもの） 戸籍の附票 （満18歳に達する日以後最初の3月31日に至るまでの間の桐生市での居住期間及び転入前5年以上の東京圏での居住期間を証明するもの）	本籍地の市区町村で発行
原本	【空き家・空き地バンク加算】 空き家・空き地バンク成約物件報告書の写し （報告書をお持ちでない方は建築住宅課へご相談ください。）	空き家・空き地バンク登録物件販売業者
様式第1号の2	【通勤加算】 就労・通勤状況証明書	勤務先の押印が必要
原本	【併用住宅】 住宅部分と住宅以外の部分の面積が確認できる図面	新築の場合は建築業者、建売・中古住宅の場合は販売業者に確認

※条件や対象者により必要書類が異なりますのでご不明な方はご相談ください。